

Q11. 地区を拡大するための定款変更の認可行政庁はどこですか。

全県を地区とする事業協同組合が、事業拡張をはかるため地区を数県に拡大することの定款変更を総会で議決しました。この場合この定款変更の認可の行政庁はどこですか。

【Answer】

この場合における定款変更の認可の所管行政庁は、当該定款の変更の効力が発生した後に所管することとなる行政庁です。